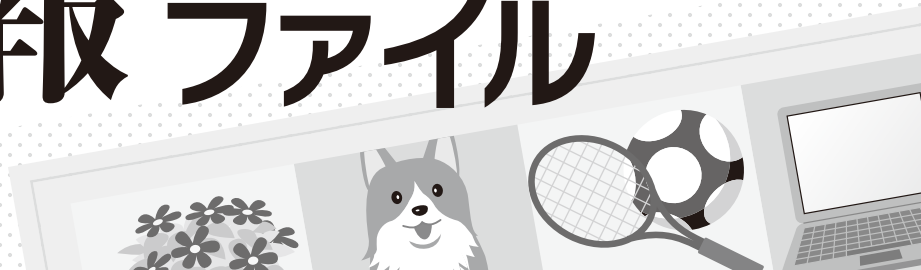


情報ファイル

information file



税

市税条例が改正

地方税法の一部改正に伴い、市税条例が改正されました。

主な内容については次のとおりです。

個人市民税

平成25年1月1日(火)から適用

▼退職所得課税の見直し

退職所得に係る個人市民税の10分の1に相当する金額の控除の特例を廃止する。

平成26年度から平成35年度まで

▼税率の特例

東日本大震災の復興に関し、地方公共団体が緊急に実施する、防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、平成26年度からの10年間に限り、個人市民税の均等割の標準税率3,000円を3,500円にする。

固定資産税・都市計画税

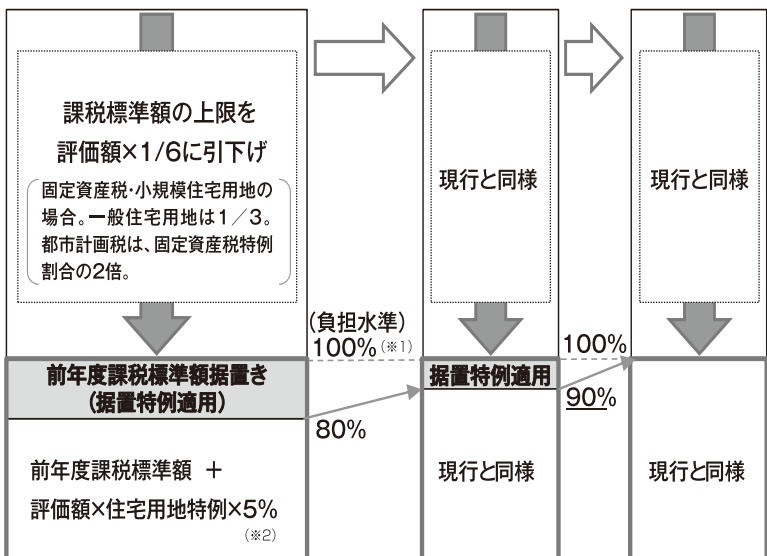
平成24年度分から平成26年度分まで

平成24年度の評価替えより、土地に係る負担調整措置（課税標準額を緩やかに是正するための措置）は継続となりましたが、住宅用地に係る据置特例に

については、特例の目的であった課税標準額の低い土地との不均衡はほぼ解消され、逆に据え置くことにより、本来の課税標準額による課税をしている土地との不公平が生じたため、廃止されます。ただし、納税者の負担感を考慮し、平成24年度および平成25年度については、段階的な措置を講ずることになりました。（左図参照）また、特定市街化区域内農地についても同様となります。

評価額

（現行の課税標準額）



※1 負担水準＝前年度課税標準額／(評価額×住宅用地特例)。

※2 負担水準20%未満の場合は、負担水準20%まで引き上げられることとなる。

市たばこ税

平成25年4月1日から適用

▼市たばこ税の税率の改定

旧3級品以外の製造たばこ
1,000本につき5,262円

(現行4,618円)

旧3級品の製造たばこ

1,000本につき2,495円

(現行2,190円)

問合せ先

困税務グループ

☎52-1111 (内線244・245)

広報たかはま
市公式ホームページに
広告を掲載しませんか

個人・事業者を問わずご利用いただけます。詳しくは問い合わせてください。

使用例

・事業者および商品の宣伝
・サークルなどの会員募集
・イベント・講座の告知 など

◆広報たかはま

サイズ 1枠縦5cm×横8.5cm

(4枠まで連結可)

価格 1万5千円/1回

◆市公式ホームページ(バナー

広告)

サイズ 1枠縦60ピクセル×横

120ピクセル

価格 1万円/1ヶ月(年間割

引あり)

申込方法 申込書(市公式ホー

ムページおよび地域政策グル

ープで配布)に必要な事項を記

入し、広告原稿を添えて地域

政策グループへ提出

※提出後、広告内容の審査があ

ります。

申込・問合せ先

困地域政策グループ

☎52-1111 (内線366)